

# 文間保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 (利根福祉会) が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 文間保育園
- (2) 所在地 茨城県北相馬郡利根町立木 755

(施設の目的)

第2条 文間保育園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責

任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、員数については、児童福祉施設最低基準で定める配置基準以上とし、園児数により変動することがある。

(1) 施設長(園長) 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を補佐し、保育の内容について他保育士を総括する。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主任保育士 1人

主任保育士は、園長及び副園長を補佐し、園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 副主任保育士 1人

副主任保育士は、主任を補佐し、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 保育士 6人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(6) 保育補助者 2人以上(非常勤)

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(7) 教諭 3人以上

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(8) 講師 2人(非常勤)

講師は、教諭及び助教諭に順ずる職務に従事する。

(9) 事務職員 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(10) 栄養士 1人(非常勤)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立作成の指導とともに、当園全般の食育を行う。

(11) 調理員 2人(常勤1人、非常勤1人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(12) 用務員 1人(非常勤)

用務員は、当園の雑務を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

オ 夏季休業(8月12日から8月16日まで)

カ 冬季休業(12月28日から1月4日まで)

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 年始休日(1月2日及び1月3日)

ウ 年末休日(12月29日から12月31日)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後18時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時00分から午後16時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は、午前8時30分から午後15時30分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後19時00分。
- (2) 土曜日 午前7時00分から午後18時00分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月19日条例第14号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、別表1に掲げる実費を徴収する。

3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号・3号	6人	10人	11人	11人	11人	11人	60人
合計	6人	10人	11人	16人	16人	16人	75人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当

な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2) その他の者は先着順の面接等により選考する。

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、町が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、町からの求めがあった場合は、町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、町からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を町に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する町への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第20条 この規則に規定するものの他、実施にあたっての細部についての必要な事項は、法人理事長が定める。

2 より良い教育・保育の提供のため、利用者の了承なく改正することができる。この規則の改正は、法人理事会の議決により行う。

(附則) この規程は、令和5年4月1日から施行する

別表 1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額4,500円
2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額4,500円
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
園児服代	入所時に3歳以上児が購入	4,400円
体操服代	入所時に3歳以上児が購入	上下3,190円
アルバム用写真代	卒園アルバム作成に係る費用	写真代実費
保護者会費	保育環境の充実のため(一世帯)	月額200円

別表 2

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	30分延長毎に、50円

保育標準時間認定児は 18:00～19:00 0～5歳(月～金)

保育短時間認定児は 7:00～8:00 0～5歳(月～土)

16:00～19:00 0～5歳(月～金)

16:00～18:00 0～5歳(土)

別表 3

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	30分預かり毎に、50円

教育標準認定児は 7:00～8:00 3～5歳(月～金)

16:00～18:00 3～5歳(月～金)